## 上田市立美術館 使用料等の改定について

#### 1 改定の趣旨

上田市美術館協議会において定めた新たな美術館の運営方針に基づき、施設の健全運営及び受益 者負担の適正化を図るため、これまでの利用実態、利用者要望及び県内他館の使用料水準に即した 施設利用のあり方を総合的に勘案し、施設使用料及び附属器具使用料の改定を行う。

### 2 改定スケジュール

(1) 上田市美術館協議会での協議 令和4年5月27日

(2)条例及び規則改正案を市議会へ上程 令和4年9月

(4) 改正条例・規則の施行 令和5年4月1日

## 3 美術館施設使用料の改定内容

(1)企画展示室使用料は県内他館と比較しておおむね同等の水準であるため、使用料は改定しない。

- (2) 市民アトリエ・ギャラリー及びアトリエについて、展覧会利用と制作利用の利用区分を設け、 それぞれ使用料を設定する。
- (3) 市民アトリエ・ギャラリーの展覧会利用の使用料は、他館と同水準のため改定せず、アトリエの展覧会利用の使用料算定の基準とする。
- (4)制作利用の使用料は、利用時間帯を午前と午後の2区分を追加設定し、アトリエの面積単価を使用料算定の基準とする。

## 【表 1】施設使用料改定一覧

	使用料 (円)				<b></b>	1 m²	1 m <sup>2</sup> 当た		
利用区分		時間区分	9-12	13-17	9-17	超過	面積 (㎡)	当たり	り 1 h 単
		時間数	3	4	8	1		単価	価(円)
企画展示室					19,600	3, 850	424	46. 23	
市民アトリエ・	展覧会利用				9,600	1,930	150	60.38	7. 547
ギャラリー	制作利用		2,610	3,480	6,960	1,400	159	43.78	5.473
アトリエ	展覧会利用				2,230	410	0.7	60.27	7.547
	制作利用		610	810	1,620	300	37	43. 78	5. 473
子どもアトリエ					無料	無料	144		

# 4 附属器具使用料の改定

これまで使用料を徴収していなかった美術館2階展示室用の展示ケース等の備品及び1階の市 民アトリエ・ギャラリー、アトリエにおいて市民利用に供する備品について、新たに附属器具使 用料を設ける。(※下表の**太字部分**が新規追加)

【表2】附属器具使用料一覧

品名	単位	区分	使用料
スポットライト	1個	1回	100 円
展示パネル	1 枚	1回	100 円
コンセント	1KW	1回	300 円
5 面ハイケース(行灯型ケース)	1 台	1 🗓	550 円
スタンド式展示ケース(フラットタイプ)	1 台	1 📵	200 円
傾斜型のぞきケース	1 台	1 🗓	600円
大型ハイケース(3 面ガラスケース)	1 台	1 🗓	1,200 円
液晶モニター・映像用プレーヤー	1 式	1 🗓	850 円
バンドソー(電動帯鋸)	1 台	1 🛽	100円
電動糸のこぎり	1 台	1 🛽	100円
グラインダー(彫刻刀研ぎ機)	1 台	1 回	100円
イーゼル	1 台	1 🛽	100円
版画プレス機	1 台	1 🛽	100円
版画作業板	1 枚	1 🗓	50 円
溶き皿(5 枚)	1 式	1 回	50 円
ゴムローラー(大・中・小)	1 式	1 🛽	50 円
インク練り版・インクベラ	1 式	1 🛽	50 円
ポリバット(大・中・小)	1 式	1 🛽	50 円
サーモスタット付きウォーマー	1 台	1 🛽	50 円
作品乾燥棚	1 台	1 🛽	50 円
シリコンボード	1 枚	1 🛽	50 円
ヒーティングガン	1 台	1 🛽	50 円

※区分欄の「1回」とは、市民アトリエ・ギャラリー、及び、アトリエの利用時間区分 (9:00-12:00 13:00-17:00 9:00-17:00) のいずれかの時間帯をもって1回とする。

## 5 美術館施設使用料加算規定の改定について

これまでの利用実態や課題を踏まえ、使用料加算に係る規定を変更するなどの所要の改定を行う。 具体的には、施設使用料の加算適用の規定について、「営利を目的とする場合」及び「入場料等を徴収する場合」の区分規定が混乱を招くため、入場料等を徴収する場合はすべて営利を目的とするものとみなす。

ア 営利か非営利かの判断が困難な場合についても、入場料によって一律に判断できる。

イ 入場料等が無料であっても明らかに営利目的の場合は、使用料加算を適用する。 なお、改定箇所は交流文化芸術センターの改定案に準拠する。

#### 【表3】具体的な改定箇所

改定後	現行
<ul> <li>1 利用者が入場料その他これに類する金額 (以下「入場料等」という。)を徴収する場合は、使用料に次に掲げる区分に応じる割合を乗じて得た額を加算する。</li> <li>(1) 入場料等が800円以下の場合30パーセント</li> <li>(2) 入場料等が800円を超える場合100パーセント</li> </ul>	<ul> <li>1 利用者が<b>営利を目的として利用する場合</b></li> <li>は、使用料に次に掲げる入場料その他これ</li> <li>に類する金額(以下「入場料等」という。)の</li> <li>区分に応じる割合を乗じて得た額を加算する。</li> <li>(1) 入場料等が800円以下の場合30パーセント</li> <li>(2) 入場料等が800円を超える場合100パーセント</li> </ul>
2 (変更なし)	2 入場料等に2以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料等とする。
3 利用者が <b>入場料等を徴収しない場合で営</b> <b>利を目的として利用するときは、</b> 使用料の 30 パーセントの額を加算する。	3 利用者が <b>営利を目的としないで入場料等 を徴収する場合は、</b> 使用料の30パーセントの額を加算する。
4 (変更なし)	4 専ら展示の準備のために利用する場合は、 使用料の40パーセントの額を徴収する。

#### 6 減免適用基準の見直し

#### (1)趣旨

これまで定義が不明瞭であった「公益的活動」について定義し、公益的活動に当てはまらない場合を例示列挙することで、減免適用となる活動を明確化する。

#### (2) 現行の減免基準

市立美術館条例第10条「市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料及び使用料を減額し、又は免除することができる。」により、現行の施設使用料減免基準は以下のとおりとなっている。

#### 【表4】使用料減免基準

項目	減免率
1 上田市及び上田市の機関並びに上田地域定住自立圏内に所在する幼稚園、保	1.0.00/
育所、小・中学校が利用する場合	100%
2 学校教育法に規定する学校(1を除く。)、これに準ずる学校及び学校関係団体	F 0.0/
並びに社会福祉関係団体が利用する場合	50%
3 国及び公共団体が利用する場合並びに社会教育関係団体、文化団体その他の	5 O O/
公共的団体等が <u><b>公益的活動を目的として</b></u> 利用する場合	50%
その他市長が必要と認める場合	市長が
	認める率

### (3) 上記【使用料減免基準】の3にある「公益的活動」の定義明確化

上田市自治基本条例逐条解説により「<u>公益的活動とは、不特定かつ多数の利益に寄与することを</u> **目的とするもので、政治や宗教、公序良俗に反するものを除く活動**」と定められている。

このため、次に例示する活動は、公益的活動に該当しない。

## 【表5】公益的活動に該当しない活動

120	
1)	入場料等を徴収する活動
2	日頃の成果を披露する目的の活動(発表会、展覧会、コンサート、イベント等)
3	単に教養の向上を目的とした活動(勉強会、学習会等)
4	会員同士の親睦活動、会員相互の利益のために行う活動
(5)	家元制や流派による活動
6	特定の理由をもって参加に制限を設ける活動
7	特定の個人又は団体の利益に寄与することを目的とする活動

## (4)減免基準見直しに伴う周知期間

使用料改定に合わせて周知期間を設け、令和5年4月1日から施行する。